

令和 5 年度 市民税・県民税申告書付表

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

※この用紙は市民税・県民税申告書とあわせてご提出ください。

記入例

1 月 1 日 の

住 所 小城市 三日月 町 長神田2312番地2

フリカナ

氏 名 小城 次郎

生 年 月 日 明・大(昭)平・令 54 年 3 月 21 日

電 話 番 号 0952-37-6103

確定申告した（これからする）内容を記入してください。

1. 確定申告した（予定含む）上場株式等の所得

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税	50,000 円	2,500 円
	分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得等			300,000 円 15,000 円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

※上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※確定申告書（既に提出済の方）及び特定口座年間取引報告書等の写しを添付し

申告不要にする場合は（1）に○をつけてください。それ以外は、（2）に○をつけ、下の表に記入してください。

2. 申告する番号に○をつけてください。

- (1) 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- (2) 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税	円	円
	分離課税	50,000 円	2,500 円
上場株式等の譲渡所得等			円 円

(2) は以下の例の場合に使用します。

例 確定申告で総合課税した配当所得を住民税では分離課税で申告

(注意事項)

- 原則として、**該当年度の申告期限（3月15日）までに**、この申告書の提出が必要です。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効となります。
- 市県民税で源泉分離（申告不要制度）を選択した場合、市県民税で配当割額控除、譲渡所得割額控除の適用はありません。
- 納税通知書が届いたのちに課税方式を選択することはできません（過年度分も同様です）。
- 特定口座に受け入れた所得であっても、市県民税があらかじめ特別徴収されていない所得は申告不要にできません。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得を申告不要とすることはできません。
- 所得税と市県民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除や外国税額控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と市県民税で控除額等に差異が生じる可能性があります。

上場株式等の市県民税の課税方式の選択について

【概要】

平成29年度税制改正で、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、平成29年4月1日から所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税できることが明確化されました。具体的には、特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告で記載された事項を基に課税できること等を明確化するための改正がされたものです。あくまでも、**申告者自己責任の下、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。**（施行日平成29年4月1日）

【課税のしくみと他制度への影響】

特定上場株式等の配当等については、所得税15.315パーセント（復興特別所得税分含む）と住民税5パーセント（配当割）の合計20.315パーセントの税率で源泉徴収（特別徴収）されています。（源泉徴収がされる特定口座の上場株式等譲渡所得も同じ）

確定申告した場合は申告書第二表「住民税に関する事項」欄に5パーセント分の特定上場株式等の配当割額や株式等譲渡所得割額を記入することで個人住民税の所得割から税額控除がされます。

一方で、申告不要とされている特定上場株式等の配当等を申告した場合、配偶者控除や扶養控除などの判定に用いる合計所得金額に算入されることとなります。これにより扶養等の控除が受けられないことや、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料（負担割合を含む）などに影響が出る場合がありますので、所得税の確定申告には注意が必要とされます。

【所得税と異なる課税方式を選択できる個人住民税の申告期限】

納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に、市役所へ市民税・県民税申告書及び上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書を提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度（源泉分離課税）、申告分離課税、総合課税）を選択することができます。

（例 所得税は総合課税、個人住民税は申告不要制度を選択）

所得の種類	選択できる課税方式		
①上場株式等の配当所得	総合課税	申告分離課税	申告不要制度
②特定公社債等の利子所得等	—	申告分離課税	申告不要制度
③上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)	—	申告分離課税	申告不要制度

【手続に必要な書類等】

- ・市民税・県民税申告書
- ・上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書
- ・確定申告書の控えの写し
（確定申告書の第1表～第4表（1）（2）及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など）
- ・特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡の特定口座年間取引報告書の写し
- ・上場株式配当等の支払通知書の写し 等
- ・本人確認書類